

34	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>私は、「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)」に反対です。そもそも現在配布されているドナーカードは、本人の意思を証明するものになり得ません。カードに記載されたマル印も署名も本人が書いたものであるという証明はそのカードだけで判断することはできません。他人が本人になりすまして書くこともできます。カードを改ざんすることは容易です。臓器移植をするためには、人の生命活動が停止する以前に、「脳死」という段階でもって提供者となる人を「死んだ」と判定をしなければなりません。つまり臓器移植の意思がある人は、生命が危機的状態になった場合には、たとえ心臓など他の臓器が動いていて生命活動が持続している状態であっても、「脳死判定」で生死の判断を医者がすることになります。当然ながら「脳死」と判定されれば、生命活動が維持されていようともその人は「死体」となり、その人への治療行為は終わり、臓器の献体となります。</p> <p>このように臓器提供の意思表示をした者は、「脳死」判定によって生死を決定されるのです。言い換えれば、治療に値する生命か否かが判断されるのです。したがって、当然ながら、臓器提供の意思確認は、その者の生存権に関わる極めて重大なものであり、意思確認にあたっては大変な慎重さが求められます。にもかかわらず、ドナーカードは本人の意思確認の手段としてはあまりに信憑性を欠いたずさんなものです。カードの記載不備があっても意思表示の証明として認めるなど言語道断です。</p> <p>自分が死んだ後の財産相続のあり方についての意思表示(＝遺言)は、偽造などの不正行為を防止するために公証人を立てますし、公証人を立てなかった場合でも、家庭裁判所の検認を受けます。それに比べて、厚生労働省や日本臓器移植ネットワークが推し進めようとしているドナーカードには、本人の意思表示を的確に示すための法制度も手続きも機関もありません。</p> <p>厚生労働省と日本臓器移植ネットワークの皆様は、土地や金銭といった財産よりも人間の生命は軽いものだとお考えなのでしょうか。とても本人の意思を尊重しようとしているようには思えません。</p> <p>正直、あのような案が出されたことに強い憤りを感じています。</p> <p>また、このような生死に関する重大な問題であるにも関わらず、国民に対してきちんと説明をしていないと思います。今回のパブリックコメントもおそらくご限られた国民しか知らないでしょう。マスコミの協力も得ながら、もっと広く国民的な議論を長期にわたって行うべき重大なテーマです。</p>
35	松井宏彰	4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>カードの記入に関してもっとも大切なことは、記入者に臓器提供の意思が明確に有ることと、本人の署名がされているという2点だと思います。記入不備を減らしカード所有者の意思をさらに明確にするためには、カードの記載方法を下記のように修正してはどうでしょうか。</p> <p>下記の選択肢の一つに印をして、署名してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は脳死の判定に従い、脳死後移植の為に下記の全ての臓器を提供します。(但し、提供しない臓器については該当する臓器にXをつけてください) 心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球、その他()</p> <p><input type="checkbox"/> 私は心臓が停止した死後、脳死後移植の為に下記の全ての臓器を提供します。(但し、提供しない臓器については該当する臓器にXをつけてください) 腎臓、膵臓、眼球、その他()</p> <p><input type="checkbox"/> 私は臓器を提供しません</p> <p>署名年月日 本人署名 家族署名</p>
36	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>今回の検討内容は、極めて常識的な内容だと思います。(過去の経緯などから、従来のような判断がなされていたことも理解はしておりました。しかし一方で、亡くなった方を試験の引っかけ問題で落とすような、釈然としない物があり、もし本人が知ったら怒るだろうなと感じていました。)是非今回の案を実行に移していただくよう、お願い致します。</p>
37	匿名	4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>・現行の意思表示カードは複雑です。心臓病者である息子もカードを持っていて母である私に同意のサインを求めてきましたが、記載に不備があることに気がきました。誰もが、もっとわかりやすいように、改善して、臓器提供者の意思が反映できるようにしてください。</p> <p>・臓器摘出が出来る病院をもっと増やし、善意の贈り物が無駄にならないようにしてください。</p> <p>・運転免許証や健康保険証にも自分の意思が書ける様にしてください。</p>
38	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私の子どもは、完全大血管転位という重い先天性心疾患をもって生まれました。幸い、生後すぐの外科手術で一命をとりとめることができました。しかし、知り合いには拡張型心筋症など移植でしか治療法の見つかっていない病児もおられます。そのため、ぜひ臓器提供の意思のある方については、その貴重な思いをできるかぎり活かされるようお願いいたします。</p> <p>具体的には、意志表示カードの記入のしかたを改善していただく必要があると思います。記入例を付記する等の改善が必要ではないでしょうか。</p>
39	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>今回、「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)」を拝見させていただいて、新しい取扱いの(1)～(4)すべてに賛成します。一方で、平成9年に「臓器の移植に関する法律」が施行されて以来7年もの間、常識的には臓器提供の意思が疑いのない場合でもカードの記載不備を理由に臓器提供に至らず、臓器提供の意思を尊重出来なかった事が放置されていたことを問題にする必要があると考えます。</p> <p>加えて、カード記載不備の多くは記載方法がわかりにくく、煩雑であることが原因と考えます。○を付けるべき場所の数を1-2カ所にする等、記載法の簡素化が必要と考えます。</p>
39	匿名	4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>加えて、カード記載不備の多くは記載方法がわかりにくく、煩雑であることが原因と考えます。○を付けるべき場所の数を1-2カ所にする等、記載法の簡素化が必要と考えます。</p>

40	中川 健一	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	新しい取扱いについて(案)および「臓器提供意思表示カードに関する作業班報告」の内容は概ね妥当であると思います。
		4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をするべき	<p>* 私は先日カードに記入し財布にいれましたが、家族欄には、家族(嫁、父母、子等)がないため、「家族はいません」と記入しました。家族がない場合の想定が必要では。</p> <p>* 「私は臓器を提供しません。」という文言は必要なの？だって、提供しないひとはカード持たないでしょ。</p> <p>* 提供する臓器に印を付ける方式にし、番号欄の○は不要にすれば。そうすれば、「番号に○はないが、臓器に○がある場合……」とか、不毛の議論をしなればならない。</p>
41	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	現在は、意思表示カードの数字のところと臓器に○があったものだけが有効とみなされて臓器提供が可能となっているが、本人が○を付け忘れたために、本人にその意思があり、医学的にも可能なケースでも、見送らざるを得ない事が度々起こっていると聞く。
				一方、臓器提供が実際に可能となるケースは、依然として、低迷し、移植希望待機者は増える一方であるといわれている。
				可能なチャンスを逃さないためにも、全体の臓器提供の意思表示をしていれば、見だしの数字と臓器名に○印がなくても、提供できるように、改善すべきと考える。
42	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	意思表示カードの記載不備により本人の臓器提供意思が満たされない不都合を回避するため、今回提示された取扱い(案)の内容に全面的に賛成する。
		4 (1)	個別の記載不備事例の取扱いについて	<p>さらに下記の事例についてもご検討頂ければと思う。</p> <p>「1および2の両方に○がある場合」</p> <p>1あるいは2の選択は、本人が脳死判定に従う意思を有するか否かを示す最も重要なポイントであり、両方○の場合は記載不備として取り扱われるものと推察される。</p> <p>しかし、意思表示カードの体裁上、1または2の選択が、脳死判定に従う意思を問われたものであるとは、一般的に理解され難いのではないかと感じる(「あなたは脳死判定に従う意思がありますか？」と設問されているわけではないから)。</p> <p>そのため、例えば自分の死後、利用可能なあらゆる臓器の提供を望む極めて積極的な意思を持つ一般人が、先ず、自分が脳死状態になった場合には1で困んだ臓器を提供したい、更に脳死を経て心停止、あるいは収容時には既に心停止状態にあった場合には2で困んだ臓器を提供したいと考えた場合、1および2の両方に○を付けるであろうと想定される。実際、私自身も意気込んで、1、2の全臓器に○を付け、後日、それでは無効である旨の指摘を受けた経験がある。</p> <p>このような事例の拾い上げについてもご検討頂く事を希望する。</p> <p>おかしいでしょ、人の命、臓器を記載不備だごうだといって自由化するのほ！もう、そういう命を粗末にする政策はやめてください！</p>
43	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	
44	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>「臓器の移植に関する法律」の基本的理念(第2条)では、「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない」とある。</p> <p>臓器提供意思表示カードは、自らの臓器提供の意思を表示する一つの方法であるが、自由に配布できるという理由から最も簡便な方法であり、登録制のドナーカードでは到達することができなかったカード所持率となっている。その点では、臓器移植の普及に貢献したと言える。</p> <p>しかしながら一方では、記載の方法がそう単純ではなく、記載ミスを起こしやすいのが実情である。</p> <p>一般的に常識的に考えても、本人の意思表示が明確にあると推測できる記載内容であっても、単純な○の付け忘れや年月日の誤りにより、本人の意思表示が全面的に否定される事例が相次いでおり、非常に残念である。</p> <p>実際に私自身の経験でも、署名年月日が記載不備だった事例があった。家族は思い悩んだ末に、本人の意思を尊重したいと脳死下臓器提供を決断したにも関わらず、移植コーディネーターである私が本人の記載したカードを確認し断らざるを得ず、家族は涙を浮かべながら無念の思いで断念した。主治医は協力をしようとして一生懸命であり、提供できないことに対して激怒し、納得できない様子だった。家族も主治医も私自身も納得できず、非常に不条理に思えた事例だった。このような事例が繰り返されないように要望する。</p> <p>今回の意思表示カード記載不備事例の取扱いに関する見直しについて、臓器移植法の基本的理念を考慮すると、私自身は提示された原案に賛成である。本人の意思表示が尊重されるよう環境整備が進められることを願うばかりである。</p>
45	田口信助	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>概ね、取扱いの見直し案に賛成します。</p> <p>それは、(3)の(1)以外について、すべて、カードを所持していた故人の遺志の最も高い可能性を指摘していると考えられるからです。(3)の(1)については、そのカードが故人の書いたものであるかどうかという、根本的な問題について、誰もを納得させる根拠を提出できない以上、有効でないとするのが適当です。</p> <p>現在の臓器移植の実態は、たいへん厳密な管理状況にあると思います。それは、脳死について国民の意見がいろいろあるということをもふまえての対応だと思われれますが、この間のいろんな世論調査では、常に、脳死を死と認め、臓器移植を容認する意見が多数派だったと思います。</p> <p>したがって、厳密な対応ということばかりにこだわっていると、故人の遺志を活かすということがなおざりになっているのではないのでしょうか。記載不備例については、故人が記入した気持ちに最も近いと思われる方向を選択すべきであると考えます。</p> <p>現在の対応は、はっきりしないものはすべて「提供しない」ということになってしまっているわけですが、これは、その方が問題が生じないという事なかれ主義による対応です。臓器提供意思表示カードは、脳死後に積極的に臓器を提供しようとして、故人が記入し、所持されているわけですから、記載の不備によって提供しないという可能性が明確に伺われるものでなければ、積極的に提供しようという意思を尊重してあげべきです。</p> <p>ちよつとした、記載の不備で、提供の意思を却下してしまうのは、故人の善意をその時点で殺してしまったことになると思います。故人が、もう、何もいうことができないう状況で、そこでは、臓器を提供するのか、提供しないのかのどちらかの道に進むしかないわけですが、ここでは、私は、社会情勢とかではなく、純粋に故人の遺志がどこにあったのかを類推、忖度するのが故人の権利を擁護する代理人の取るべき立場だと思います。</p>

現在の対応は、提供するとしたときにいろんな問題が起こるのではないかと、お化けに対する恐怖のような不必要な配慮から、故人の遺志を十分に斟酌するという対応がおざりにされています。これは、故人の権利を可能な限り守るという代理人の取るべき態度ではありません。もし、故人の権利を侵害するとすれば、唯一、脳死判定が間違っていた場合です。脳死判定が間違っていなければ、記載不備とはいえ、推量すれば、提供の意思があったと思われるケースで提供しないという選択をする方が、明らかに、故人の権利を侵害したという可能性が高くなります。ここは、どんな裁判官でも、故人の遺志に背き、権利を侵害する可能性の高い方ではなく、その可能性の低い方の決定を支持するのではないのでしょうか。

念のために申し添えておきますが、私は、心臓移植のレシピエントになる可能性のある方が会員におられる患者団体に所属していますが、臓器移植については、常に一人の社会人として、レシピエント、ドナー両方の立場になる可能性をふまえて考えるようにしています。臓器移植という医療は、レシピエントのみならず、ドナーとその家族への配慮が必須のことだと考えているからです。実際、長男が11歳で重症の心臓病のために亡くなった際、眼球を提供し、解剖にも協力させていただいた経験も持っていますので、ドナー家族の立場でもあります。したがって、今回、送らせていただいている意見は、臓器提供が増えてほしいという単純なレシピエント側の期待感からの意見ではなく、ドナーやドナー家族としての意見でもあると考えていただきたいと思います。私自身、臓器提供意思表示カードを記入して所持していますが、記載に不備のないように注意して記入したつもりですが、それに、不備があって、提供できなかったという結果に終われば、残念でなりません。この世に悔いを残して、あの世に旅立つこともできないかもしれません。どうすることがドナーの遺志を尊重することになるのかという観点から、今回の見直し案は問題のない妥当な案だと考えます。

さらに、今回の見直し案が施行されても、さらに、家族(遺族)の同意というハードルがあります。そこでも、カードに記載されていることが本人の意思であるのかどうかということが、最も故人に身近な方によって忖度され、その上で本人の遺志を尊重するかどうかという、選択、決定が、再度行なわれるわけですから、本人の意思の確認は二重に担保されているのではないかと思います。実際、日本では、本人意思の尊重といっても、家族によって、それが否定されることも良くあるわけです。そういう意味でも、カード記載の不備というフィールドでは、最大限、故人の遺志を尊重していただきたいと思います。

4 (5) その他

以上で、今回の見直しについての意見は終わりですが、さらに、現在見直しが問題となっている、15歳以下の子どもの臓器提供について、ついでに意見をのべさせておいていただきます。

現行の規定は、15歳未満の子どもについて、臓器提供を一律に禁止することになっていて、故人や故人の家族に属する遺体についての自己決定権を国が侵害している結果になっているのではないのでしょうか。

15歳未満の子どもが“遺言”というものを残せない法体系になっているのはわかりますが、臓器提供は財産の処分と異なり、自身の身体についての決定権ですから、遺言と同等に論ずることが適切なかどうか疑問が残ります。例えば、離婚の際などに、どちらの親の養育下に入るかなど、子どもの自己決定権を限定的に尊重すべき場面は、いろいろとあります。15歳未満でも明確な意思が確認できる場合であれば、その意思を尊重する場合があっても、何も問題はないと思います。当然、保護者の同意も必要わけですから。

徒に、子どもの自己決定権を無視すれば、国際的には子どもの権利条約に反する可能性があると思います。また、子どもの自己決定権を認めないのなら、その権利は法的な代理人としての保護者に委ねるしかなく、それをしなければ、本人も家族も決定できないことになります。それは、15歳未満の子どもに関する他の事案についてのあり方からかけ離れていて、たいへんバランスを欠く制度です。

小児科医など、親による虐待などの可能性を心配される方もいますが、それは法体系の問題ではなく、犯罪です。そこまで可能性の論議をするのであれば、親が子どもの治療方法を決めていることも問題にしなければなりません。

私は、可能な限り子どもの自己決定権を広げていくべきだと思っていますが、自己決定権を認めない、法定代理人の代理権も認めないということであれば、誰も決定を下せないことになります。これは、事なかれ主義、故人が決定すべきことへの国の過剰な関与だと思います。

私は、死後のことを誰が決定するかということより、生きているときのことを誰が決定するかという方が問題が大きいと思います。小さな心臓病の子どもたちの命を失うかもしれない大手術をどうするかという決定は、親に委ねられていて、私たちの患者団体では、日常茶飯事に経験していることですが、これも、親は、常にたいへんな悩みを抱えながら、子どもになり代わって決断を迫られています。

こういう決定は、脳死後に臓器を提供するかどうかということより、その子どもにとって、人生を左右する大事な決定です。そういう場面で、小児科医の先生方が、子どもの自己決定権の尊重や、親による虐待の心配があるから親に決めさせるのは、問題があるなどと主張したら、これは噴飯ものです。世の中、何も決められなくなって、どうしようもありません。

心臓外科手術もできなくなってしまう。親の虐待は、それ自体犯罪であり、一部にそういうことがあるということによって、すべての親の子どもを代理を務める権利を奪ってしまえというのは、暴論でしかありません。法体系で、親の代理権をすべての親から奪うのではなく、虐待する親から、個別に奪えばいいことであり、実際の現実社会はそうに対応しているのではないのでしょうか。

早急に取り組まなければならないのは、犯罪である虐待をする親の問題そのものへの効果ある対策です。

				<p>実際に、子どもの脳死下での臓器提供について、親が代理権を行使して決定できるようにしたとしても、そんなに簡単に提供できるものではありません。本人より、むしろ親のハードルの方が高いと思います。普段から子どもとも真剣に、臓器提供について話していて、それが本当に子どもの望みだったということが確信できなければ、なかなかできることではないでしょう。</p> <p>親というものは、子どもの臓器を簡単に提供したりできるものではありません。一握りの虐待する親を引き合いにして、針の穴ほどしかない子どもの臓器提供の機会さえ、奪ってしまうのはいかがなものでしょうか。</p> <p>私が、心臓病の長男が亡くなったとき、長男の眼球を提供したということを書きましたが、これも、親としてはいろいろと考えさせられました。本人がそういう意思を明らかにしていたわけではなかったですから、いわば、親が勝手に代理権を行使してしまったわけですね。</p> <p>ほとんどの親は、そういう場面で、躊躇することでしょう。それは、ずっと、ついて回ります。しかし、そういう場面で提供を決めた親は、必ず、こどもならどう考えただろうかとことを自問しているはずなのです。私は、まっとうな親を信頼すべきだと思います。</p> <p>脳死下の臓器移植は、善意の意思として、そのことに納得されて誰かの役に立つのであれば、どうぞ私の臓器で良ければ使ってくださいという、ほんとうに尊い提供があって成り立つものです。</p> <p>このことは、各々の個人が任意の意思によって決定すべきことですから、可能な限り、個々人の自由な意思決定が保障されるべきだと思います。それは、提供したい、提供したくない、両方の意思が尊重されるということではなければなりません。</p> <p>現在、提供したくないという方の意思は十分に尊重されていると思いますが、提供したいという方の意思が十分には尊重されていない状況だと思います。提供したいという方がたとえ少数であったとしても、その権利は十分に尊重していただきたいです。このアンバランスを普通の状態に、早急に改善していただきたいと思っています。</p> <p>本人の意思が不明な場合は、正当にその方の権利を代行できる方の権利も保障されるべきではないかと思えます。そうでなければ、私が、長男の献眼をしたことが、非難されることになり、否定されてしまいます。臓器提供は、脳死後であっても、心臓死後であっても家族の思いはそれほど大きく変わるものではありません。</p> <p>一刻も早く、移植を受けたい人、受けたくない人、臓器を提供したい人、提供したくない人誰もが、自己決定権を保障されるような法体系とシステム、ソフト環境を整えていただきたいと思います。レシピエントやドナー家族へのケアも含めて、やらなければならないことはいっぱいあります。よろしくお願いいたします。</p>
46	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>現在は、意思表示カードの数字のところが臓器に○があったものだけが有効とみなされて臓器提供が可能となっているが、本人が○を付け忘れたために、本人にその意思があり、医学的にも可能なケースでも、見送らざるを得ない事が度々起こっていると聞く。</p> <p>一方、臓器提供が実際に可能となるケースは、依然として、低迷し、移植希望待機者は増える一方であるといわれている。</p> <p>可能なチャンスを逃さないためにも、全体の臓器提供の意思表示をしていれば、見だしの数字と臓器名に○印がなくても、提供できるように、改善すべきと考える。</p> <p>豊かな社会生活を送れるように望むが、日本では臓器移植は未だ社会に広く認知されていないと思われる。新しい医学分野であるが、基本的な倫理(人間とは何か)の問題について哲学・宗教等の方面から研究したものをもっと人々に広く知らしめる努力が必要なのではないでしょうか。</p>
47	匿名	4 (5)	その他	<p>人の死はまず第一に死にゆくその人のものです。その人が、死への過程で何を思いつつ生命活動を停止していくのかは、その人でなければわかりません。それは他人が干渉してはならない厳粛なものと考えます。この人生の最終段階で、その過程を妨げるようなことは、たとえその可能性が非常に低くてもなされるべきではありません。</p> <p>一方、人の死の判定は外から見ただけで、可能なのでしょうか。生へ戻ることが、もはや不可能であったとしても、その人が意識(当然、外から見た意識ではなく、「我惟う故に」の我)を無くしていることをいかにして確かめるのでしょうか。</p> <p>完全な器質死を確認できればいいという意見もありますが、確認のためには上で述べた死に向かって歩む人の道のりを、死の判定という形で邪魔することになります。</p> <p>次に人の死は廻りの人のものでもあります。死にゆく人を目の前にして、家族は様々な思いに突き動かされるはずで、自身の精神の平衡を保つのにぎりぎりの努力をしなければなりません。殊に脳死状態になる可能性のある突発的な事故であればなおさらなことですね。</p> <p>さらに廻りの人にとっては、死は時の流れの一瞬ではなく、継続的なものです。お通夜、葬式といったものはまさにそれをあらわしていると思います。病院で突然、何の心の準備もできていない状態で臓器移植の提案を医師から出されたとしても、この過程を経ない状態では、理屈で割り切って判断できるものではないのは明らかです。</p> <p>しかし、医師の前では患者は弱者です。ヒューマンズムといった響きのよい言葉もあります。周囲からの圧力が愛する人を失った人の悲しみを人類愛といった、崇高な目的に昇華させたように思い込ませることはそれほど難しくはないような気がします。</p> <p>以上の点から、社会の中で人を、人として生き、人として死んでいくのを助けるという医療の本来のあり方に照らして、臓器移植に反対します。</p> <p>なお、小児を対象にした臓器移植も前向きに取り組む今の風潮や以前に立花隆の「脳死」が扱った種々の課題に対して医療従事者の、取り組みや思想が全く見えてこないという点についても、医療不信の種が尽きません。</p> <p>科学技術の最先端では、情報公開や第三者機関による監視が進む一方で医療の世界では、なぜこのような、既成事実の積み重ねで物事を進めていく風潮が変わらないのでしょうか。</p>
48	冠木雅子	4 (5)	その他	<p>脳死・臓器移植を論ずる際、やはり一番大切なことは、「脳死」は人の死ではない。見えない死であるということです。</p> <p>「脳死」をなぜ診断しないといけないか、それは①心停止の前に心臓を取り出すために「脳死」を死とする必要がある、つまり移植を行うため、②延命治療の中止・人工呼吸器などを取り外すその時期を早めるためのこの2点が大きい理由です。</p> <p>救命医や救急にたずさわる者は、何とかして助けようとし、助からなかった場合は、悔しい思いをしています。その方から臓器を摘出しようとは思いません。</p> <p>日本では、世界的に見ても医療の進歩により、脳死移植が進まないとも考えられます。救命に力を注ぐ、その結果なのです。</p> <p>脳死移植が進まないのは、ドナーカードが普及していないのではないのです。助けてもらえるという医療に対する信頼があるということ、もし、ドナーカードが広く普及すれば、医療に対するあきらめ、むだな医療費等の考えが広まることに他なりません。私は、「臓器移植法」の法の改悪に反対です。</p>

49	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>以前脳死下の提供病院から意思表示カードを持った方(50歳代女性)が脳死状態で家族が提供を希望しておられるという連絡があった。主治医よりご家族に紹介していただきカードを確認したところ、力強い筆跡で番号と提供したい臓器に丸がついており、ご主人も一緒に書きましたからと提供したいという発言をされた。</p> <p>しかし、勢い余ってか3番にも丸がついており、NWIに確認したところ無効であるとのことであった。</p> <p>ご家族に残念ながらとその旨お話したが、納得されず何度かNWとも話をしたが、3番に丸がついている以上だめ!であった。</p> <p>ご家族の落胆は見ているのも辛いくらいでその後何度かご主人を訪問し、出来る限りのケアをしたつもりであるが、家族がよいと言ってるのになぜ提供できないのか、制度がおかしいとうたえられた。</p> <p>いくつかのパターンの不備があるが今回の案のように本人意思や家族のお気持ちが明確である場合は提供していただくほうがかえってご家族の悲嘆を軽減するのにもよいのではないかと感じさせられた。</p> <p>法的にどうしても譲れない部分は、仕方ないが、解釈しようのある事例については極力意思をかなえる方向に取り扱っていただければ有り難いと思う。</p> <p>○県では別紙のように脳死で臓器を提供する機会は極少ないと検証している。まずは、カードの所持率を上げることが不可欠だが、せっかく書いてもらってもあまりに厳しい判定では一般の方たちにも無力感を与えるだけで、かえって逆効果ではなからうか。</p>
50	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>1. 私の「脳死・臓器移植」についての基本的な考え</p> <p>(1) 普通の人は、脳死の意味をよく理解していない。臓器移植のために臓器を提供してもよいと思う人の多くは、自分が死んで遺体が火葬に付され骨と灰になるくらいならば、臓器を摘出して、その臓器を病気で困っている人に移植していただいてもよいと思っているのである。</p> <p>「脳死」という言葉・概念をつくり、心臓死するより前に新鮮な臓器を摘出して臓器移植をするということは、死に瀕しているが、未だ死んでいないのに臓器を摘出することになるので原則として認めるべきではない。</p> <p>例外的に脳死段階で臓器を摘出することを認めてもよいのは、脳死の意味をよく理解している人が、生存中に明確に(書面にて)脳死判定に従う意思を表示し、かつ臓器を提供する意思を表示している場合に限るべきであり、しかもその意思が真意にもとづき、かつ瑕疵がないことである。本人の意思を尊重することは不可欠であり、自己決定権の原則は厳守されるべきである。軽々に例外を認めるべきではない。</p> <p>なお、当然のことであるが、15歳未満の子供及び精神に障害があるなどの理由により正常な判断能力のない人については自己決定できないのであるから脳死・臓器提供を認めるべきではない。</p> <p>(2) 脳死判定をしたり、臓器を摘出するときは意識がなくなっているので本人の意思を直接確かめることはできない。それだけに、生前に、脳死判定に従う意思があったかどうか、臓器提供の意思があったかどうかを確認することはきわめて大切である。</p> <p>元札幌高検検事長であった佐藤道夫参議院議員が「指針で、臓器提供の意思表示について厳格に定めなかったのがまず問題だ。偽造された場合は、どうするか。例えば、役所に所定の用紙があり、立会人のもとで必要事項を書き、印鑑を押すか、サインするくらいの慎重さが必要ではないか。医師は、少しでも、問題になりそうな場合は、移植をやめる勇気をもってほしい」と述べているが、私も、全く同意見である。従って、ドナーカードの記載不備があったときは、軽々に脳死・臓器提供の意思があったと推認してはならない。</p> <p>(3) 本人意思の確認の方法は、本人に脳死判定に従う意思があることおよび臓器提供の意思があることをドナーカード(その内容は現行のドナーカードと同じでよい)に記載させたい。医師(または日本臓器移植ネットワークのコーディネーター)が本人に会って、その意思に瑕疵がないことを確認して署名捺印すべきである。こうして作成されたドナーカードは日本臓器移植ネットワークに登録されるようにすればよいのである。このような手続きで本人の意思を確認したうえで、脳死判定をする段階で遺族感情に配慮しその協力を得るために遺族が拒否しないことを要件とすべきであろう。</p> <p>このような厳格な要件を定めると新鮮な臓器を入手することが困難になるであろうが、それはドナーの人権を考えるとやむをえないことである。日本臓器移植ネットワークその他の団体が積極的に「脳死・臓器提供を求める」キャンペーンをするなどの啓蒙運動をして国民的合意を形成するよう努力すべきである。厚生労働省もこのような運動に補助金をだすなどしてバックアップすべきである。(もし、厚生労働省が既にこのような運動に補助金を出しているならば、その額が少ないのか、運動の仕方が悪いのかもしれない)</p> <p>ただし、心臓死後の臓器提供については現行のドナーカード方式で良いと思う。</p> <p>(4) 私が以上のように考えるにいたったのは弁護士という職業であるためドナーの人権を擁護すべきだという観点に立っていることもあるが、10年以上前にライオンズクラブで献血委員会に所属して「愛の献血運動」に携わったことがあるからである。駅前までテントを張り通行人に献血を呼びかけ、献血に応じてくれる人には用紙に血液型など必要事項を記入していただいたうえ前回献血した日、体調などを聞いたりして、とくに問題がなければ献血車に案内し、そこでも医師が血圧を測りながら問診をしている。献血後はジュースを飲んでいただいたり、便箋・ボールペンなどを差し上げたうえ「献血カード」に献血していただいた旨のゴム印を押して渡していた。献血者は輸血を必要とする人に自分の血液を提供できたという満足感をもっているのである。身体の侵襲が軽微な献血についてさえこのように本人意思の確認をしているのであるから、重大な身体の侵襲をとまなう脳死・臓器提供の場合には本人の意思の確認はより慎重に行なわれるべきである。</p> <p>(5) なお、臓器移植法の改正問題が議論されている中で、「本人が生存中に意思表示をしていない場合遺族の承諾があればよい」という提案をしている人がいるが、その案は「本人が『ノー』と言っていない以上は恐らく臓器を提供するつもりだろう。それが人間だと考える」という人間観を前提としている。しかし、そのような人間観は確かに立派であり、理想的であるが、日本では誰もがそのような人間観を持っているわけではない。まして心臓死後ではなく、それ以前の段階で脳死判定を受けてまでして臓器を提供してもよいと思っているなどは到底いえない。このような改正案は臓器提供したくない人及び臓器提供を考えたこともない人達に「臓器提供の意思がある」と擬制するものであり、本人の自己決定権を無視するものであり到底認めることができない。臓器提供したくない人は「脳死・臓器提供を拒否する」との意思表示をすればよいのだから本人の意思を無視したことにはならないとの主張も見られるが、それは国民にそのような意思表示を義務づけるものであって到底認められないであろう。</p> <p>もしそのような理想的人間観を前提にしようとするならば、まずなすべきことは、そのような人間観を国民の多数が共有するような啓蒙運動をすべきである。いずれにせよ、時期尚早と言わざるを得ない。</p> <p>2. 意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する意見</p> <p>上記の私の考えに従えば、(1)(2)(3)及び(4)の記載事例はいずれも脳死・臓器提供の意思ありとは認められない。</p> <p>心臓死の場合の臓器提供の意思表示としてならば、厚生労働省の取扱い案のとおりでよい。</p>